

練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則新旧対照表

現 行	改正案
<p>(協議対象項目)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公共的建築物の建築等（新築を除く。以下<u>この条において同じ。</u>）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分（第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限るものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路</p>	<p>(協議対象項目)</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 公共的建築物の建築等（新築を除く。以下同じ。）をする場合においては、前2項の規定の適用は、つぎに掲げる部分（第2号、第4号または第6号の経路が2以上ある場合にあっては、いずれか1の経路に係る部分）に限るものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 道または公園、広場その他の空地（以下「道等」という。）から前号に掲げる部分にある不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この条において「利用居室等」という。）、共同住宅等の各住戸またはホテルもしくは旅館における車椅子使用者が円滑に利用できる客室（以下「車椅子使用者用客室」という。）以外の各客室（以下「一般客室」という。）までの経路（当該利用居室等が別表第3の1の表11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、当該観覧席または客席の出入口と車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用ができるものとして、同項ア④に掲げる基準に適合する場所（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路（以下「車椅子使用者用経路等」という。）を含む。）を構成する出入口、廊下（これに類するものを含む。以下「廊下等」という。）、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路</p>

(3) [略]

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（前号の便所に設けられているものに限る。）までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(5) [略]

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

4 [略]

付 則 [略]

(3) [略]

(4) 第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）から車椅子使用者が円滑に利用することができる便房（以下「車椅子使用者用便房」という。）（前号の便所に設けられているものに限る。）までの経路（当該利用居室が別表第3の1の表11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

(5) [略]

(6) 前号に掲げる駐車場に設けられる車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車椅子使用者用駐車施設」という。）から第1号に掲げる部分にある利用居室等（当該部分に利用居室等が設けられていないときは、道等）または一般客室までの経路（当該利用居室が別表第3の1の表11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機および敷地内の通路

4 [略]

付 則 [略]

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正後の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則（以下「新規則」という。）第9条、別表第3および

第4号様式から第9号様式までの規定は、この規則の施行の日以後に着手する建築等に係る協議について適用し、同日前に着手した建築等に係る協議については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、現に存する特別特定建築物で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)附則第4条各号に掲げる類似の用途相互間における用途の変更をするものについては、新規則第9条、別表第3、第4号様式から第9号様式までの規定は適用しない。

4 この規則の施行の際、この規則による改正前の練馬区福祉のまちづくり推進条例施行規則の様式による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加えて、なお使用することができる。

別表第3 別紙のとおり

第4号様式	<u>別紙のとおり</u>
第5号様式	<u>別紙のとおり</u>
第6号様式	<u>別紙のとおり</u>
第7号様式	<u>別紙のとおり</u>
第8号様式	<u>別紙のとおり</u>
第9号様式	<u>別紙のとおり</u>

別表第3 別紙のとおり

第4号様式	<u>別紙のとおり</u>
第5号様式	<u>別紙のとおり</u>
第6号様式	<u>別紙のとおり</u>
第7号様式	<u>別紙のとおり</u>
第8号様式	<u>別紙のとおり</u>
第9号様式	<u>別紙のとおり</u>

別表第3（第5条関係）

1 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、<u>当該観覧席または当該客席の出入口と令和6年国土交通省告示第1073号に規定する車椅子使用者用部分との間の経路</u>（以下「車椅子使用者用経路等」という。）を含む。）</p> <p>イ 建築物またはその敷地に<u>8の項(2)ア</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</p> <p>ウ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
[略]	[略]
8 便所	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、令和6年国土交通省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して令和6年国土交通省告示第1074号第2に規定する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</p> <p>(2) (1)の便所は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>ウ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>エ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること</p> <p>(3) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞ</p>

れ1以上)は、つぎに掲げるものとすること。

ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上 ((1)の規定による便所を設ける階の床面積が1,000平方メートル未満の階を有する建築物は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に規定する数以上) 設けること。

(イ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(ロ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(ハ) 一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。

(ニ) 車椅子使用者用便房および便所の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。

(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。

イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。

ウ 便所内にベビーチェアその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

エ 便所内に、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。(他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。)。

オ 便所内に、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

カ 便所内に、折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

キ 便所内に、小児用の便座を設置した便房を1以上設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。

ク 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。

[略]	[略]
11 観覧席・客席	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げる構造とすること。</p> <p>ア 車椅子使用者のための観覧席または客席を出入口から容易に到達でき、かつ、サイトライン（可視線）に配慮した位置に、当該観覧席または客席の全席数が50席以下の場合は2以上、全席数が51席以上200席以下の場合は当該席数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上、全席数が200席を超える場合は当該席数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数以上設けること。</p>

イ 車椅子使用者のための観覧席または客席は、1席当たり、幅は90センチメートル以上、奥行きは135センチメートル以上および床面は平らとすること。

ウ 車椅子使用者のための観覧席または客席の1席以上に、当該観覧席または客席の隣に同伴者のための座席を設けること。

[新設]

エ 通路側の座席のひじ掛けは跳ね上げ式とすること

オ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。

[略]	[略]
13 駐車場	(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合その他他の令和6年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。 ア 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。イにおいて同じ。）が200以下のは、当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数） イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合は、当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数（その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数 (2)～(10) [略]

[略]	[略]

2 建築物（共同住宅等）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 特定 経路等	(1) [略] (2) 共同住宅等に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等、 <u>8の項(2)ア</u> に掲げる構造の車椅子使用者用便房または車椅子使用者駐車施設を設ける場合においては、1の表のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路またはその一部については、この表の規定は適用しない。

	(3) [略]
2～7	[略]
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、令和6年国土交通省告示第1074号第1に規定する配置の基準に従い、これらの者が利用する階（当該階においてこれらの者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して令和6年国土交通省告示第1074号第2に規定する階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。</p> <p>(2) (1)の便所は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>イ 出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>ウ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>エ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>オ 便器を腰掛便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。</p> <p>(3) (1)の便所のうち1以上（男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 便所内に、つぎに掲げる構造の車椅子使用者用便房を1以上((1)の規定による便所を設ける階の床面積が1,000平方メートル未満の階を有する建築物は令和6年国土交通省告示第1074号第5第4号に規定する数以上)設けること。</p> <p>(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(ウ) 一般用の便所に近接し、わかりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(エ) 車椅子使用者用便房の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。</p> <p>(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>イ 便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</p> <p>ウ 男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>

9～10	[略]
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場を設ける場合には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合その他の令和 6 年国土交通省告示第1072号の規定により車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がない場合は、この限りでない。</p> <p>ア・イ [略]</p> <p><u>〔新設〕</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>(6) 車椅子使用者用駐車施設および(5)に規定する通路に屋根またはひさしを設けること。</p> <p>(7)～(9) [略]</p>

[略]	[略]

改正案

別表第3（第5条関係）

1 建築物（共同住宅等を除く。）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 移動等円滑化経路等	<p>(1) つぎに掲げる場合には、それぞれつぎに定める経路のうち1以上（エに掲げる場合にあっては、そのすべて）を高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（以下「移動等円滑化経路等」という。）とすること。</p> <p>ア 建築物に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等（以下この表において「利用居室等」という。）を設ける場合 道等から当該利用居室等までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、<u>車椅子使用者用経路等</u>を含む。）</p> <p>イ 建築物またはその敷地に<u>8の項(3)ウ</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房（車椅子使用者用客室に設けられるものを除く。）を設ける場合 利用居室等（当該建築物に利用居室等が設けられていないときは、道等。ウにおいて同じ。）から当該車椅子使用者用便房までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</p> <p>ウ 建築物またはその敷地に車椅子使用者用駐車施設を設ける場合 当該車椅子使用者用駐車施設から利用居室等までの経路（当該利用居室等が11の項に掲げる観覧席または客席である場合にあっては、車椅子使用者用経路等を含む。）</p> <p>エ [略]</p> <p>(2) [略]</p>
[略]	[略]
8 便所	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の数は、これらの者が利用する階（つぎに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けること。</p> <p>(イ) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>(ロ) 不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等が利用する部分の床面積が著しく小さい階、不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p>

イ 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他他の不特定もしくは多数の者または高齢者、障害者等が利用する上で支障がない位置に設けること。

ウ 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する便所の床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。

(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。

(3) (1)の規定により(1)に規定する便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（つぎに掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げるイの場合は、この限りでない。

ア 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、つぎの①または②に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該便所の数とする。

① 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2

② 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、つぎのいずれかに該当するものとする。

① 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合

② 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合

③ つぎのaまたはbに掲げる便所設置階の区分に応じ、当該aまたはbに定める場合

a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000平方メートル以下の場合は、2）

一トルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ当該区分に定める数以上) に、男子用の車椅子使用者用便
房を 1 以上設ける場合

b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規
定する便所のうち 1 以上 (当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メ
ートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、
それぞれ当該区分に定める数以上) に、女子用の車椅子使用者用便
房を 1 以上設ける場合

(1) 床面積が 1,000 平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、
床面積が 1,000 平方メートル未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を
乗じて得た数 (1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た
数) (1,000 平方メートル未満の便所設置階 (車椅子使用者用便房のみ
を設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。) の階数に相当
する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) に(3)本文の
規定により床面積が 1,000 平方メートル以上の便所設置階に設けるべ
き車椅子使用者用便房の数を加えた数 ((3)イ(1)に規定する施設が(3)イ
(1)に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設け
る車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男子用および女子
用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し
引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男
子用の(1)に規定する便所および女子用の(1)に規定する便所を設ける階
に設けるものに限る。) に男子用および女子用の区別があるときは、
それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房はつぎに掲げる構造とすること。

(ア) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。

(イ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保
されていること。

(ウ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けるこ
と。

(エ) 車椅子使用者用便房および便所の出入口には、当該車椅子使用者用
便房の設備および機能を表示すること。

(オ) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。

(4) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち 1 以上には、高齢者、障
害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を 1 以
上 (当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)
設けること。

(5) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち 1 以上には、ベビーチェ
アその他の乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を 1 以上 (当
該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) 設け、

	<p><u>当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</u></p> <p>(6) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）には、ベビーベッドその他の乳幼児のおむつ交換ができる設備を設け、当該便所の出入口には、その旨の表示を行うこと（他におむつ交換ができる場所を設ける場合を除く。）。</p> <p>(7) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、立って着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(8) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、折りたたみベッドその他の横になって着替えを行うことができる設備を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(9) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、小児用の便座を設置した便房1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）を設け、当該便房および便所の出入口には、その旨の表示を行うこと。</p> <p>(10) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>イ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>ウ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>エ 便器を腰掛け便座とし、手すりを設置した便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(11) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所であって、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
[略]	[略]
11 観覧席・客席	<p>不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する観覧席または客席を設ける場合には、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 車椅子の転回に支障がないことその他の車椅子使用者が円滑に利用することができるものとして、⑦に掲げる区分に応じ、当該区分に定める数以上の⑩に掲げる基準に適合する場所を設けること。</p> <p>⑦ 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の数は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 当該観覧席または客席に設ける座席の数が50以下の場合 2</p> <p>イ 当該観覧席または客席に設ける座席の数が51以上200以下の場合</p>

	<p><u>当該座席の数に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</u></p> <p>c 当該観覧席または客席に設ける座席の数が200を超える場合 当該座席の数に100分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）に2を加えた数</p> <p>(i) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所の基準は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>a 幅は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>b 奥行きは、135センチメートル以上とすること。</p> <p>c 床面は平らとすること。</p> <p>d 車椅子使用者のサイトライン（可視線）に配慮した位置に設けること。</p> <p>e 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所に隣接した位置に、同伴者のための座席またはスペースを設けること。</p> <p>(ii) 車椅子使用者が円滑に利用することができる場所は、観覧席または客席に設ける座席の数が200を超える場合には、2箇所以上に分散して設けること。</p> <p>イ 通路側の座席のひじ掛けは、跳ね上げ式とすること</p> <p>ウ 集団補聴設備その他の高齢者、障害者等の利用に配慮した設備を設けること。</p>
[略]	[略]
13 駐車場	<p>(1) 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）に50分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が、当該駐車場を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>ア 不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ アに規定する駐車場およびアに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合であって、つぎに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(i) 当該アに規定する駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が1以上設けられていること。</p> <p>(ii) 当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該アに規定する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該アに規定する駐車場に設</p>

ける駐車施設の総数。以下この(ⅰ)において同じ。) および当該アに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数 (当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数) の合計数が、当該アに規定する駐車場に設ける駐車施設の数および当該アに規定する駐車場以外の不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場に設ける駐車施設の数 (当該駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数) の合計数に50分の1を乗じて得た数 (1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数) 以上であること。

ウ 建築等を行う場合であって不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する駐車場 (以下この項において「不特定多数利用駐車場」という。) を設ける公共的建築物 (中規模建築物以外の特別特定建築物を除く。) にあっては、つぎの(ⅰ)または(ⅱ)に掲げる区分に応じ、当該(ⅰ)または(ⅱ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を不特定多数利用駐車場に設ける場合

- (ⅰ) 当該建築等に係る部分に不特定多数利用駐車場を設ける場合、つぎの
 - a または b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a または b に定める数
 - a 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数 (当該不特定多数利用駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この a および b において同じ。) が200以下の場合 当該駐車施設の数に50分の1を乗じて得た数 (1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)
 - b 当該不特定多数利用駐車場に設ける駐車施設の数が200を超える場合 当該駐車施設の数に100分の1を乗じて得た数 (1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数)
 - (ⅱ) 当該建築等に不特定多数利用駐車場を設けない場合 1
- (2)～(10) [略]

[略] [略]

2 建築物（共同住宅等）に関する整備基準

整備項目	整備基準
1 特定 経路等	<p>(1) [略]</p> <p>(2) 共同住宅等に、不特定もしくは多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する居室等、<u>8の項(3)ウ</u>に掲げる構造の車椅子使用者用便房または車椅子使用者駐車施設を設ける場合においては、1の表のうち移動等円滑化経路等に係る規定を適用する。この場合において、同表のうち移動等円滑化経路等に係る規定の適用を受けた特定経路等となるべき経路またはその一部については、この表の規定は適用しない。</p>

	(3) [略]
2～7	[略]
8 便所	<p>(1) 多数の者が利用する便所は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 多数の者が利用する便所の数は、多数の者が利用する階（つぎに掲げる階を除く。）の階数に相当する数以上を設けること。</p> <p>(i) 直接地上へ通ずる出入口のある階であって、多数の者が利用する便所を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの</p> <p>(ii) 多数の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階</p> <p>イ 多数の者が利用する便所の配置基準は、特定の階に偏ることなく設けることその他の多数の者が利用する上で支障がない位置に設けること。</p> <p>ウ 多数の者が利用する便所の床の表面は、粗面とし、または滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) (1)に規定する便所を設ける場合には、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(3) (1)の規定により便所を設ける階（以下この項において「便所設置階」という。）においては、当該便所のうち1以上（つぎに掲げるアの場合にあっては、アに定める数以上）に、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとしてつぎに掲げるイの場合は、この限りでない。</p> <p>ア 当該階の床面積が10,000平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積の区分に応じ、つぎの(i)または(ii)に定める数。ただし、当該数が便所設置階に設ける(1)に規定する便所（車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。）の数を超える場合にあっては、当該多数の者が利用する便所の数とすること。</p> <p>(i) 便所設置階の床面積が10,000平方メートルを超え、40,000平方メートル以下の場合 2</p> <p>(ii) 便所設置階の床面積が40,000平方メートルを超える場合 当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数（1未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）</p> <p>イ 車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものは、つぎのいずれかに該当するものとすること。</p> <p>(i) 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上（当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設ける施設が同一敷地内の</p>

当該出入口に近接する位置にある場合

- (Ⅰ) 便所設置階の(1)に規定する便所に設けるべき車椅子使用者用便房の全部または一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の(1)に規定する便所に設ける場合
- (Ⅱ) つきの a または b に掲げる便所設置階の区分に応じ、当該 a または b に定める場合
- a 男子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち 1 以上 (当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上) に、男子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合
- b 女子用の(1)に規定する便所のみを設ける便所設置階 当該(1)に規定する便所のうち 1 以上 (当該便所設置階の床面積が 10,000 平方メートルを超える場合にあっては、(3)アに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上) に、女子用の車椅子使用者用便房を 1 以上設ける場合
- (Ⅲ) 床面積が 1,000 平方メートル未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が 1,000 平方メートル未満の階の床面積の合計に 1,000 分の 1 を乗じて得た数 (1 未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た数) (1,000 平方メートル未満の便所設置階 (車椅子使用者用便房のみを設ける(1)に規定する便所のみを設けるものを除く。) の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数) に(3)本文の規定により床面積が 1,000 平方メートル以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数 (3)イ⑦に規定する施設が(3)イ⑦に規定する位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房) の数を差し引いた数) 以上の車椅子使用者用便房 (当該車椅子使用者用便房 (男子用の(1)に規定する便所および女子用の(1)に規定する便所を設ける階に設けるものに限る。) に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房) を設ける場合

ウ 車椅子使用者用便房はつぎに掲げる構造のものとすること。

- (Ⅰ) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること。
- (Ⅱ) 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。
- (Ⅲ) 一般用の便所に近接し、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。
- (Ⅳ) 車椅子使用者用便房の出入口には、当該車椅子使用者用便房の設備および機能を表示すること。

	<p>(ア) ペーパーホルダーを便器の両側に設置すること。</p> <p>(4) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上（当該便房に男子用および女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。</p> <p>(5) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所は、つぎに掲げるものとすること。</p> <p>ア 出入口および床面に段差を設けないこと。</p> <p>イ 便房の設備は、日本産業規格S0026に基づき整備すること。</p> <p>ウ 便房に棚またはフックを設置すること。</p> <p>エ 便器を腰掛け便座とし、手すりを設置した便房を1以上設けること。</p> <p>(6) (1)の規定により設ける(1)に規定する便所であって、男子用小便器のある便所を設ける場合には、そのうち1以上に、床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器に手すりを設けること。</p>
9~10	[略]
11 駐車場	<p>(1) 多数の者が利用する駐車場には、つぎに掲げる数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。</p> <p>ア オおよびイ [略]</p> <p>(2) (1)の規定は、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして、つぎに掲げる場合は、適用しない。</p> <p>ア 多数の者が利用する駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のもの（以下「多数利用機械式駐車場」という。）であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することができる場所が1以上設けられている場合</p> <p>イ 多数利用機械式駐車場および当該多数利用機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、つぎに掲げる基準に適合する場合</p> <p>(ア) 当該多数利用機械式駐車場の出入り口部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することができる場所が1以上設けられていること。</p> <p>(イ) 当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該多数利用機械式駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数利用機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）および当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該多数の者が利用する駐車場を2以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者駐車施設の総数）の合計数が(1)に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該区分に定める数以上であること。</p> <p>ウ 建築等を行う場合であって、つぎの(ア)または(イ)に掲げる場合の区分に応じ、当該(ア)または(イ)に定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を多数</p>

の者が利用する駐車場に設ける場合

(ア) 当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設ける場合
つぎの a または b に掲げる場合の区分に応じ、当該 a または b に定める数

a 当該建築等に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数（当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の総数。以下この a および b において同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 50 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

b 当該建築等に係る部分に設ける多数の者が利用する駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 100 分の 1 を乗じて得た数（1 未満の端数が生じたときは、これを切り上げて得た数）

(イ) 当該建築等に係る部分に多数の者が利用する駐車場を設けない場合

1

(3)～(6) [略]

(7) 車椅子使用者用駐車施設および(6)に規定する通路に屋根またはひさしを設けること。

(8)～(10) [略]

[略] [略]